

令和6年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和7年3月13日（木）午後3時3分から午後3時50分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(2) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県漁業調整規則を改正することを適当とする旨，答申することを決定

(3) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(4) するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県知事管理漁獲可能量を設定することを適当とする旨，答申することを決定

(5) まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(6) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

令和6年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和7年3月13日(木) 午後3時から

区 分	氏 名	出 欠
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長) 阿 久 根 金 也	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	川 畑 三 郎	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	楠 田 勇 二	×
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	小 崎 春 海	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	迫 田 洋 則	×
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	田 村 眞 一	×
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者 委 員	野 村 敬 司	○ ※
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	×
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	×
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	○

※ 野村委員は3時14分入室

(出席者) 9人

(欠席者) 5人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

— 令和7年3月13日（木）午後3時3分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員14人中8人、野村委員は遅れるとのことですので8人の出席をいただいております。漁業法第145条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の下承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

皆さんこんにちは。いよいよ我々の任期が今月いっぱいということで、今日が最後の委員会となります。地球環境のことや、アメリカのトランプ大統領のことなどが出てきて、この先いろいろと変わることもあるでしょうが、漁業者を守る委員会として新しい委員の皆様方が選任されます。これからも、鹿児島県の水産がますます振興するよう我々も協力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

それでは議事に入る前に議事録署名者について、私から指名することによってよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは今回は小崎委員と、柳原委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議題に入ります。野村委員は到着後の参加になります。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課漁業調整係の山神です。座って説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第880号

令和7年3月13日

（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（山神水産技師）

2ページをお開きください。

今回諮問させていただくのは、きびなご流し網漁業の新規許可に関する制限措置です。こちらは北さつま漁協から新規許可の要望があったものです。

制限措置は表に示しているとおりで、他の許可者と揃えています。

申請すべき期間は3月17日から4月4日、許可の有効期間は、終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和10年2月29日としております。

3ページ目以降は参考資料ですので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 阿久根議長

ただいま県から説明がございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見・御質問ございますか。ありませんね。

それでは、特に御意見・御質問がないようですので、議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり定めることが適当である旨、答申することよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）】

○ 阿久根議長

続きまして議題2。議題2は「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」です。こちらも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 村田事務局次長

議題2について説明いたします。資料2の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項でございますので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第757号
令和7年3月13日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 村田事務局次長

2ページをご覧ください。鹿児島県漁業調整規則の一部改正について説明させていただきます。

改正内容は、法律改正に伴う改正が2点、文言の適正化による改正が1点の3点ございます。資料の「1 改正の理由」の(1)～(3)を御覧ください。

まず1点目、(1)です。「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律」、いわゆる水産流通適正化法の一部改正に伴う改正です。漁業法の改正により、衛星船位置測定送信機、VMSやAISといったものについて、常時作動を命じられた者は、通信妨害や電子発信機能を損なう行為をしてはならないと新たに規定されたため、県漁業調整規則においても同様に規定するものとなっております。

次に2点目です。2点目は刑法等の一部改正に伴う改正となります。改正内容

は、これまで刑法で定められていた罰則の「懲役」、「禁固」を廃止し、本年6月1日から、新たに「拘禁刑」に変わることとなっております。このことから、漁業調整規則の罰則においても「懲役」という文言について、法改正に合わせ「拘禁刑」として改正するものです。

最後に3点目は文言の適正化に関するもので、漁業調整規則第59条、第60条は、法人に所属する者が違反を行った場合、違反者だけでなく、その者が所属する法人も罰せられる「両罰規定」の対象ですが、この規定の違反者が人を対象とすることを明確化する文言の適正化に係る改正です。

以上、3点の改正ですが、全国の都道府県でも同様に改正することとなっております。具体的な規定ぶりは「2 改正内容」の(1)から(3)を御覧ください。

資料4ページの「3 施行期日」ですが、公布の日から施行となりますが、拘禁刑に関する規定は、改正刑法の施行日にあわせて6月1日となっております。

また、「4 経過措置」として、施行日以前に行った行為に対する罰則の適用は、従前の規定によるという規定を刑法と同じように設けております。

なお、今後、内容の変更を伴わない軽微な字句等の修正については御了解をお願いしたいと思います。説明は以上となります。

○ 阿久根議長

今、議題2について県からの説明が終わりました。

委員の皆様方から御意見・御質問ございますか。ないですね。

それでは、特に御意見がないようですので、議題2の「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」は、原案のとおり改正することが適当である旨、答申することよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題3 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

○ 阿久根議長

続きまして議題3、議題3は、「鹿児島県資源管理方針の変更について」です。こちらも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（吉田水産技師）

漁業監理係の吉田です。私から本諮問事項について御説明させていただきます。資料3をお手元に御用意ください。1ページをお開きください。

本議題は諮問事項でございますので、まず諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第756号
令和7年3月13日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（吉田水産技師）

次のページをお開きください。今回の変更点は3点ございます。

まず1点目は、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県資源管理方針の変更が必要になったもの。2点目は、WCPFC北小委員会等での合意内容に基づく国の資源管理基本方針の変更にならない、くろまぐろ（小型魚）の資源管理について記載を修正したもの。3点目は、文書内の軽微な修正です。

まず1点目の国の基本方針に伴う変更についてですが、ぶりについてです。ぶりは本年4月より、ステップアップ方式によるTAC管理のステップ1が開始されることから、国基本方針の別紙2に変更されます。先ほど本年4月よりTAC管理開始とお話したところですが、鹿児島県については7月よりステップ1での管理がスタートします。これを受けまして、県の方針では、別紙3から別紙1に変更するものになります。この変更により、掲載資源数49資源に変更はございませんが、別紙3が33資源から32資源減少し、別紙1が9資源から10資源へ増加します。

また、ページ下部に記載していますとおり、ぶりのTAC管理はステップアップ管理のステップ1ということで、本年1月よりスタートしたまだい日本海西部・東シナ海系群、令和6年1月スタートのかたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群と同様、漁獲量の報告体制を整備する期間であることから、各都道府県への漁獲可能量の配分や採捕停止命令といったものは行われない段階となります。次に3ページをお開きください。

次に、くろまぐろ（小型魚）の記載についてです。今回、記載を変更する理由は、昨年開催されたWCPFC北小委員会等において、令和7管理年度以降の措置として、大型魚50%、小型魚10%の増枠等について勧告、WCPFC年次総会において合意されたことは、皆様も記憶に新しいことかと思います。

このうち小型魚については、増枠後も2キロ未満の0歳魚の漁獲量を基準年と言われます、平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日までの平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることで合意がなされました。これを受け、水産庁は、国及び都道府県は0歳魚の漁獲

を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や、関係する漁業者に対する指導を行うこととする旨を国基本方針に追記しており、これを受けまして、本県も県方針に同様の追記を行うものです。追記の内容としては、下記のとおりです。読み上げますと、「0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う」です。

なお、本件については、昨年末に関係漁協に浜回りを行い取組への御賛同をいただいております。昨年12月24日付けで県内の沿海漁協へ依頼文の発出を行っているところです。

変更内容については、3ページ目以降の新旧対照表で御説明します。

左側が改正後、右側が改正前となっており、アンダーラインの部分が今回の変更内容です。上から順に説明していきます。

まず、改正日ですが、こちらは水産庁から承認をいただき本県が告示をした日を記載いたします。

次にその下の第8、こちらには、県の方針内に具体的にどのような魚種について定められているか記載されているところですが、今回ぶりが別紙1に加わりましたので、これまでは「まあじ」から「まだい」だったのが、「まあじ」から「ぶり」へと改正いたします。

次に、ページ下部の別紙1－3。特定水産資源のくろまぐろ（小型魚）の「第4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」について、これまで「特になし」としていたところを、「0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために 必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う」というくろまぐろ（小型魚）に関する記載を追記しています。

次のページです。5ページお開きください。

別紙1－10「第1 特定水産資源」です。こちら先ほど御説明をしましたとおり、今回新たに追記したものになります。記載内容としては、まだい日本海西部・東シナ海系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群と同様に、ステップアップ方式でのTAC管理におけるステップ1ですので、現行水準の魚種と似たような書きぶりとなっています。内容は記載のとおりですので、説明は割愛します。その他、番号のずれや文言の修正を行っておりますので、新旧対照表及び8ページ目以降の溶け込み版にて御確認いただければと思います。

3ページお戻りください。今後の手続きとしましては、3月中に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い、答申をいただくことができましたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出、承認通知を受け取った後、県公報及びホームページで公表し、変更に係る手続きが完了となります。以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま議題3につきまして県からの説明がございましたが、委員の皆様から御質問・御意見ございますか。前田委員。

○ 前田圭子委員

0歳魚の漁獲を増やさないために必要な取組とは具体的にどのようなものを想定されているのか、これで具体的に漁業者の皆さんが分かるのか、教えてください。

○ 事務局（吉田水産技師）

具体的な取組としては、漁業者の皆様によるできる限りの放流になると思います。実際、漁業者の皆様には、2キロ未満の小さい魚は値段があまりしないので、そういった魚を積極的に放流いただいていることは重々こちらでも承知しているところですが、今回、国の基本方針に載ったということと、増枠の際の約束ごととして取り決められたことですので、こういった形で文書として発出させていただいたところです。以上です。

○ 前田圭子委員

ありがとうございました。

○ 阿久根議長

ほかにはないですか。野村委員。

○ 野村委員

マグロの管理年度は何月からですか。

○ 事務局（吉田水産技師）

マグロの管理年度が4月から翌年3月までとなっており、令和6管理年度は今年いっぱいまで終わりとなりまして、4月1日からはまた令和7管理年度として新しい枠になります。

○ 野村委員

管理年度はもうずらせないですね。

○ 事務局（吉田水産技師）

基本的にずらすことはできません。

○ 阿久根議長

ほかの委員の皆様で御質問・御意見ございますか。ないですね。

特に御意見はもうないようですので、議題3の「鹿児島県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することが適当である旨、答申することよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題4 するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○ 阿久根議長

続きまして議題4、議題4は、「するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」です。

こちらをも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

水産振興課の保科です。資料4に基づいて説明をいたします。

まず表紙をめくっていただきまして1ページ目をお願いします。

こちらは諮問事項でございますので、1ページ目に諮問分を付けております。読み上げます。

（諮問文）

水 振 第 8 0 6 号
令和7年3月13日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（保科技術主査）

それでは2ページ目をお願いします。

まず、「1 概要」です。今回、農林水産大臣から令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知がございました。それを県資源管理方針に基づき、知事管理区分に配分するものとなっております。

それでは「2 知事管理漁獲可能量の設定」について、「(1) するめいか」です。本県に配分された漁獲可能量は現行水準（目安数量10トン未満）となっております。この現行水準というのは、例年するめいかについてはこのとおり示されておりまして、目安数量は、従前は50トン未満だったんですが、資源評価の影響を受

けて今回は10トン未満という数字が出ております。ただ近年、本県の漁獲実績自体、1トンから10トン程度となっておりますので、これを超えることはないと思っております。

「② 管理区分への配分ルール」です。「全量を当該知事管理区分に配分する。」となっております。よって、「③ 知事管理漁獲可能量の設定」にありますとおり、管理区分は「鹿児島県するめいか漁業」、知事管理漁獲可能量は「現行水準」、こういった設定となります。

「(2) ぶり」の本県に配分された漁獲可能量は、10万1,000トンの内数となっております。こちら本県に配分されたという表現を使っておりますが、ステップ1での管理対象資源ですので、日本全国で10万1,000トンの内数という数字が与えられてるということです。「② 管理区分への配分ルール」につきましては、「全量を当該知事管理区分に配分する。」としておりますので、「③ 知事管理漁獲可能量の設定」にありますとおり、管理区分は「鹿児島県ぶり漁業」、知事管理漁獲可能量は「10万1,000トンの内数」という記載となります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 阿久根議長

ただいま執行部からの説明が終わりましたが、委員の皆様から何か御質問・御意見ございますか。

私から1つ聞いていいですか。この10万1,000トンは国全体の枠の中で、今年最大量を獲っても、その内数に入るから、制限条件はつけないよってという形で、今のところは数の把握をする段階ということによろしいですか。

○ 事務局（保科技術主査）

はい、会長の御認識のとおりです。10万1,000トンの内数で日本全体で管理しましょうと。これを超えたところで採捕停止命令があるわけでもございません。

なお、本県内で漁獲量の報告体制を構築するというのも会長のおっしゃるとおりです。

○ 阿久根議長

TACに将来的になって、完全に決まった場合に、例えば今年、私は10年タイを獲って、今までに経験したことがないような大不漁、低水温、本当にこんなことがあるのかというような不漁なんですね。タイがいないわけではなくて、どこかにはいるはずなんですけど。山川・指宿あたりまでは上っているような話は聞くんですが、いつもの白子とか真子を持った成熟したものが、なかなかいつものルートを来ない。今まで何十年漁師をしていて初めての経験ですが、例えば今年がマダイの管理基準に当たるものであれば、こんな大不漁で、自分個人だけでも10トン、20トンは今年減ってるんじゃないかと。個人1隻だけでも。絶対数で言えば、鹿児島のマダイの絶対数量が今年は相当減るだろうと。そういう状況で何年間の実績の平均を見て、資源評価が行われて鹿児島に割り当てが来るのかというのが、今個人的に危惧しているところで、ぶりは、遅ればせながらいい話ですが、

秋目のある定置網には1週間で6,000万尾入ったと。笠沙はちらちら見えていると。それと、マイワシが今秋目や甕島でも、今までマイワシがここ10年、20年は定置網で、廃棄したり放流したりするほど入ったことがなかったんですが、マイワシが今すごくあっちこちの定置網に、放流する、死んでいるものは廃棄する、網から出してる状況が起きていて、海が今年はすごく違うなって。

水温も13～14度しか最近までなくて、昨日、一昨日から19度台になって、表面水温で13度14度と言ったら、真冬の極寒の海なんですよ。だから東シナ海の吹上浜沖でマダイがまだ産卵の目覚めをしてないのか、それに適した水温でないから入ってこないのか。今まで、私はいつも言うように、誕生日には必ず獲れるジンクスが10年あったんですが、こんな年もあるのかと。話が長くなりましたが、TACの管理する数量の割当てがあるときに、これを基準としたものが平均値に入ると、何十年に1度の変化が入ると、鹿児島県の割当てが減ってしまうんじゃないかと。ぶりも前よりは入らないけど、最近またババッと入ってきたと。だから、海のことだから、できるだけ鹿児島県の枠を大きく獲りましょうねという話をしたんですけど、漁獲努力をしましょうねって言ったんですが、こういうことが今起きてるなと思って、そこを考えておいた方が、どこかには県側も持っていないと。突然起こる、こういう年が基準にされてしまうと、将来的に枠が小さくなるということが発生しないか危惧しているところです。これについては返事はいいです。参考までに。

それでは、特に御意見はないようですので、議題4の「するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり漁獲可能量を設定することが適当である旨、答申することよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題5 まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○ 阿久根議長

それでは議題5、議題5は「まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。こちらは報告事項です。執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

資料5に基づき説明いたします。めくっていただいて、1ページ目をお願いします。まず、変更の理由ですが、今回、対馬暖流系群の資源を活用する団体の関係者の合意が得られ、国留保枠からの追加配分がございました。

そのため、知事管理漁獲可能量を変更したというものです。

なお、この内容は2月7日に、県の公報にて告示済みの内容となっております。

「2 変更内容」です。本県に配分された都道府県別漁獲可能量ですが、当初は3,600トンでしたが、6,400トンの追加をいただき合計1万トンとなっております。配分については、県の資源管理方針に基づき、当初配分と同様の按分方法で行っております。中段の表に、当初配分と同様の配分比率をお示ししておりますが、まき網については86.1%、その他のまいわし漁業については13.9%となっております。これを受け、一番下の「(3) 変更後の漁獲可能量」ですが、まき網まいわし漁業が2,800トンから7,700トンに、その他のまいわし漁業は、現行水準ではありますが450トンから1,300トン、県留保枠が1,000トンとなり、合計1万トンとなっております。この数値で今年12月まで管理するということになりますが、3月6日時点の漁獲を見ますと、既に約1,000トンぐらい獲れている状況です。先ほど会長から発言がありましたとおり、今年は非常に豊漁が続いているようなので、もしこの1万トンで不足した場合は、国からの追加配分若しくは他の県からの融通を働き掛けていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいまの説明について、委員の皆様方から御質問御意見ございますか。
前田委員。

○ 前田圭子委員

急な豊漁があった場合に、水産加工は追いつくものですか。

○ 事務局（保科技術主査）

急な豊漁があると、まず冷蔵庫・冷凍庫がパンクして、まき網船団等へ、1日何箱までしか持ってこないでくださいというような規制が掛かります。流通の分野については少々疎いのですが、他県の事例で言いますと、例えば日本海側の魚を太平洋の方に持っていく取組などが動いてるような話は伺っております。
以上です。

○ 阿久根議長

私からですが、博多でも話して、まき網の方々とも話したんですけど、この前も言ったように冷凍施設がないものですから、1日2,000箱までと、枕崎にしてもそうになっていくんですよ。それを生きたまま放流できればいいですが、死んでしまつて廃棄という形で海に戻すわけですから。それを持ってくる、管理する冷凍庫がない。だから、鹿児島県の意見として私が福岡で言ったことは、ソフト面で今までいろいろな補助をしてきたわけですけど、今後はハード面で、冷凍施設、加工施設を国営で作って、そして養殖業者が、餌の高騰で苦しんでいるから、それを餌として転用すれば、需給バランスも取れて、餌の価格ももうちょっと下がって養殖もやりやすくなるんじゃないかと。国内でもうちょっとできないのかという意見を言ったんですけど。今のところ、廃棄されてしまうか、獲らないよう

にするかですね。大豊漁で沸いているところですが、なかなか仕事に転嫁できていない状況です。

では、ほかにありますか。ないですね。

それでは、「まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」は報告事項ですので、報告事項として扱わせていただきます。

【議題6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○ 阿久根議長

議題6も報告事項です。議題6は「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。こちらも報告事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（保科技術主査）

それでは資料6に基づき、説明いたします。まさば及びごまさばについて、同じく国留保枠からの追加配分がございましたので、知事管理漁獲可能量変更したという内容となっております。

すみません。資料に一部漏れがございまして、告示済みの日付けが空欄となっております。2月21日に告示済みでございます。失礼いたしました。

「2 変更内容」についてです。今回、県へ更に900トンの追加がございまして、当初1万7,000トンに対して、1万7,900トンとなる配分があったところです。配分ルールにつきましては、県の資源管理方針に基づき、当初配分と同様の比率で按分することとなっております。中段の表に比率を記載していますが、まき網については88.4%、その他漁業においては11.6%となっております。その結果、一番下の表にありますとおり、まき網については、1万3,500トンであったものが、1万4,200トン、その他漁業は、現行水準ではありますが、目安数量が1,800トンから1,910トンに、県留保枠については、1,700トンが1,790トンとなっております。

なお、3月6日時点での漁獲状況ですが、おおよそ4,500トンほど漁獲されている状況です。さはは7月スタートで6月までの管理となっておりますので、おそらく枠を超えるようなことはないかと考えております。以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま、県から報告・説明がありましたが、こちらも報告事項ですが、何か御意見・御質問ございますか。ございませんね。

それでは御質問・御意見ないようですので、報告は以上とさせていただきます。

【その他】

○ 阿久根議長

議題は全て終わりました。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

○ 村田事務局次長

はい。資料の最後に、知事許可漁業に係る要望調査についてということで、資料をお配りしております。本日付けで各漁協へメールとファックスで送付することとしております。

内容としては、前回の委員会で、知事許可漁業に係る制限条件等の見直しということで、県としての方針案についてお示ししまして、委員の皆様から御意見をいただいたところです。

その取組の一環として、各漁協へ要望調査をしてまいります。

4月25日締切りで、制限措置や条件等について見直しが必要なものがあれば、その要望を様式に記載していただいて、回答いただくという形で調査をする予定です。各漁協へは、業者会や知事許可漁業の許可を持っている方たちへも広く周知の上、意見を出すようお願いしているところですが、委員の皆様におかれましても、このような機会ですので、いろいろなお知り合いの漁業者の方へも、県でこういった要望調査をしているみたいだということで、要望があるのであれば、しっかりと様式に落とし込んでいただいて、県に送付するようお願いいただければということでの御紹介でございます。以上です。

○ 阿久根議長

鹿児島県として大改革をして、漁業者をこれ以上減らさないよう、漁業所得が減らないようという前向きな考えですので、委員の皆様も、次期委員に選出される方々も、前向きに受け取っていただきたいと思います。

ほかにありますか。前田委員。

○ 前田圭子委員

この要望は、遊漁者でしたか、趣味で釣る人たちの要望や不満みたいなものも載ってくるものですか。

○ 村田事務局次長

この見直しは、今、知事許可漁業の中で操業区域や操業期間についてこれまで様々な制限を掛けていたところです。それがもし緩和された場合、更に所得が増えるというようなことがあるのであれば、そういったことについて積極的に見直しをしていきますという趣旨での要望となります。

○ 阿久根議長

県知事許可の漁業許可には必ず制限条件が付いていますから、その制限条件が、今の時代に合ってるのか、合っていないのか。そしてまた調整問題に発展したときに、それを調整委員として受け止めて県がそれを推進していくに当たり、支障があるのか、ないのか。アンケートを取った上で、何でもかんでも聞くわけにい

かないでしょうから、やはり相手方のいることなので。真の漁業がどこにあるのか。反漁業者が反対して、今まで漁業を衰退させてしまったようなところも多々あるようなので。もうこれ以上鹿児島県の漁業が減びていかないよう方針転換をした、素晴らしいことだと思います。そう受け止めていいですね。

○ 重信委員

漁業者が漁業をしやすくなるよう、周りに危害がない以上は、それを認めてあげましょうという趣旨。遊漁者とはまた別で、県が出している許可があるんですよ。

○ 阿久根議長

これはもう県知事許可の漁業許可についての要望ですので、遊漁者を排除するとか、遊漁者にも制限条件を掛けるとかいう話ではなく、今ある既存の漁業許可の制限条件を緩和して見直そうじゃないかと。

今までは単体で、こういう陳情が上がってきましたと言って、漁場の拡大とか漁具の改善とかしたときに、県はさせてあげたくても、何らかの形で反対する方々がいたときに、なかなか反対されているところを説得して、100%でないと動けないところがあったんですが、そうして漁業が発展できたらよかったんですけど漁業が衰退していく一方で、反対される方々は大体5～10年以内に引退されていくような方々が反対するものですから、漁業を続けていく方が発展する分にはいいんですけど。そこをちゃんと、やりやすいようにやろうではないかという話で、いいことだと思いますので、前田委員も、次期委員に選出された場合には、どしどし改革するようにお願いいたします。

いいですね。事務局長どうぞ。

○ 板坂事務局長

皆様も御承知のとおり、現在の委員の皆様の任期は今月末日をもって満了となります。本日が最後の委員会となります。そこで任期満了に当たりまして、田中水産振興課長から一言挨拶を申し上げます。

○ 田中水産振興課長

少し久しぶりに会う方もいらっしゃいますが、お疲れ様でございました。今日は第7回目の委員会ということで、お忙しい中、ありがとうございます。

第22期のこの鹿児島海区の漁業調整委員会も今回で最後ということでございます。長い方では4期、駆け足16年ほど務めていただいた方もおられるという中で、鹿児島県の漁業の様々な問題、特に鹿児島海区は諸問題の多い海区でございますので、その中でいろいろ御協議いただき本当にありがとうございます。一斉更新もありました。八代海のバッチ網の問題もまだ解決できておりません。まだ問題も山積しておりますし、おそらく今日の委員会でも会長からもお話があったかと思いますが、漁業就業者も5,000人を切って4,000人後半となっております。こういう状態で、鹿児島県の漁業をどうするのかという課題は常に我々も持ち続

けておりますし、委員会としてもいろいろと御相談申し上げて、解決策と一緒に探っていきたいと思っておりますので、今後につきましてもよろしくお願いしたいと思います。3月も半ばとなりまして、大分暖かくなってまいりました。今後もお体にお気をつけて御活躍のこと、御祈念したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【閉会】

○ 阿久根議長

それでは、今期の最後の委員会をこれで終了いたします。

皆様には、つたない会長で、ちょっと変わった会長かもしれないと思いますが、これも私の真心、漁業者の声として受け止めていただければありがたいと思います。それでは、いろいろとありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

4年間誠にありがとうございました。

— 令和7年3月13日（木）午後3時50分終了 —

議事録署名者

会長

委員

委員
